

山梨県内で会社を設立される方を応援します！

令和4年度 やまなし創業チャレンジ応援補助金

【こんな方がお使いいただける補助金です！】

- ・山梨県内で新たに会社を設立したい。
- ・個人で事業をしてきたけど、そろそろ法人化したい。
- ・ずっと都内で仕事をしてきたけど、独立して、山梨で会社を設立したい。

株式会社設立の場合、 最大 **285,000円**

合同・合名・合資会社の場合 最大 **190,000円**



募集期間

令和4年4月11日（月）～令和5年3月10日（金） **※期限内に申請書類の提出が必要です。**
（必ず裏面の注意事項をご確認ください）

補助対象者

市町村が実施する特定創業支援等事業（※）を活用して登録免許税の軽減措置を受けて、令和4年4月1日以降に会社を設立した者であって、山梨県内に本社を有する会社の代表者

※特定創業支援等事業とは・・・

市町村が策定する創業支援等事業計画に基づき、1ヶ月以上かつ、4回以上にわたり実施される経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく特定の講座・セミナー、または商工会等が実施する個別相談。

補助対象経費

※4月1日以降に要した経費が対象

| 補助区分 | 補助限度額 | 補助対象経費 |
|----------------------|-------|---|
| 株式会社 | 285千円 | ○内容 会社設立に要する費用 ○対象経費 会社を設立した日が属する年度に要した次の経費 ・会社設立登記に係る登録免許税（軽減措置後の額） |
| 合同会社 合名会社 合資会社 | 190千円 | ・定款承認の手数料 ・定款承認の収入印紙代 ・定款の謄本交付手数料 ・司法書士・行政書士等への報酬 ・会社印鑑作成代 ・印鑑証明書代 |

手続きの流れ

市町村：特定創業支援等事業を受講

・市町村から修了証明書受領



法務局：軽減措置を受けて設立登記

・設立までにかかった経費の証拠書類を整備（4/1以降）
・登記から30日以内に申請



※登録免許税の軽減措置を受けていないと対象外

本補助金の交付申請



交付決定及び額の確定



請求書の提出



補助金支払い

詳細ホームページ

やまなし創業チャレンジ応援補助金

検索

<https://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/sougyo-challenge.html>



お問い合わせ

400-8501 甲府市丸の内1-6-1
 山梨県産業労働部 成長産業推進課
 起業・経営革新担当
 TEL: 055-223-1544

※募集期間についての注意事項

- 本補助金は、会社を設立した日から起算して30日を経過する日または令和5年3月10日のいずれか早い日を申請期限（書類必着）としており、3月11日以降の会社設立は申請を受け付けることができません。
- また3月10日までに会社設立が完了していても、申請書類が県に到達していなければ、申請を受け付けることはできません。
- 仮に来年度に本補助金が継続となっても、前年度中の会社設立は補助対象となりません。（来年度の実施の有無については、お電話にてご照会ください。）
- よって、3月11日～3月31日の設立は、補助金の対象とならないこととなります。
- また、申請の前提条件となる特定創業支援等事業は、通常1ヶ月以上の継続となり、また登記の申請についても少なくとも1週間程度は見込む必要があります。
- よって、2月頃から特定創業支援等事業を受け始めたとしても、補助金の申請が間に合わない恐れがあります。
- 本補助金を申請する場合は、スケジュールに余裕を持って、特定創業支援等事業、設立登記、県への申請までを計画してください。
- なお、3月中の申請予定となる場合は、予め県成長産業推進課に連絡をいただきますようお願いいたします。